

平成 23 年 8 月 22 日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済み製品中の
有用金属の再生利用に関する小委員会（第 5 回）資料

日本鉱業協会

小型電気電子機器リサイクルの在り方について

日本鉱業協会は、我が国の資源安定確保と供給ならびに循環型社会形成のために、使用済みの機器等からのリサイクルは重要なものと考えており、その中の一つとして小型電気電子機器リサイクルがあるものと認識しています。我々は、これまでも資源確保や循環型社会について、一定の役割を果たしてまいりましたが、企業努力だけでは抗しがたい社会的な問題があるとも感じております。それらの現状も踏まえ、本リサイクルが議論される際の考え方に関して、以下の通り提言いたします。

記

1. 全員の参加と公平な責任負担

小型電気電子機器の資源循環には、国、自治体、消費者、電気電子機器メーカー、小売業、リサイクル企業、金属や化学品などの素材産業等の多くの関係者が存在する。

上記関係者全てが回収から資源化までのルートに実効的に参加し、制度の維持や不法行為防止体制について、応分の責任の負担を公平にできるような仕組みの構築を目指すべきである。参加条件は公平とし、義務や負担が一部に集中するものとすべきではない。

2. 柔軟な仕組みと継続性の担保

循環型社会の構築に向けたリサイクル制度の検討に当たっては、国、自治体、消費者や電気電子機器メーカー、小売業、リサイクル企業、金属や化学品などの素材産業等の多くの関係者を巻き込んだ社会的な制度となることから、制度の安定性・継続性の確保が欠かせない。

このため、資源価格の大幅な変動、機器の世代交代に伴う材料構成の変化、回収量低下によるコスト増大などのリスクに柔軟に対応する仕組みとすべきである。そのためには、収集や処理にかかる費用を徴収し、再資源化に必要なコストを支えることを前提とする必要がある。

特に、タンタル、コバルト、ネオジウム、タンゲステン等のレアメタルの回収は、通常のリサイクルフローでは回収できず、前処理を必要とするため、再資源化のコストが支弁されなければ、リサイクルを行うことは困難である。

3. 金属の回収量向上のための施策

小型電気電子機器に含有されている非鉄金属は、鉄やアルミニウムや樹脂類に比べて少なく、年間に回収される小型電気電子機器の総量についても、非鉄金属産業が取り扱っている

年間取扱量に比べて非常に少ない。

非鉄金属産業は経済活動によって成り立っており、一定の事業性が担保されなければ、継続的に小型電気電子機器リサイクルに参加することは難しく、金属回収量についてまず絶対量が確保され、かつ、今後伸びていくことが必要である。

このため、回収対象製品の範囲を広げること、さらに、他の廃工業製品からの回収も考慮に入れ、抜本的に回収量が増大するように制度設計されることが必要である。

4. 海外流出の防止と規制の緩和

循環型社会の構築に当たっては、民間主体の参画が不可欠であるから、国内で循環する資源量の規模を確保することが必要である。しかし、現在の法令では、スクラップ品の海外流出に対する規制や制度的なディスインセンティブのための措置が特になく、相当量の流出が起きていると言われている。無料回収などのルートから、不正な海外流出も行われていると言われており、十分な規制と厳格な執行を通じ、資源循環を国内で確保できるように措置を講じる必要がある。

また、国内において適正な事業者が競争力を維持しつつ確実な資源確保に資するためには、広域回収や保管上限の撤廃など廃棄物処理法の緩和を具体的に検討実施すべきである。

5. リサイクル技術などの開発促進

小型電気電子機器のリサイクルの際には、一部のレアメタルの回収も視野に入ることが考えられる。また、解体・前処理・回収などの面で、リサイクル効率を高めるために技術の開発促進は欠かせない。本格的に電気電子機器が集まる仕組みとするならば、それを想定した技術開発・インフラ整備などを促進、奨励すべきである。

以上